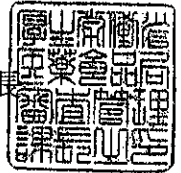


薬食審査発 0812 第1号
平成25年8月12日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



希少疾病用医薬品の指定取消し及び希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2の4の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の2の5の規定に基づき指定が取り消され、また、同法第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

1. 指定の取消し

指 定 番 号：(20薬) 第219号
医 薬 品 の 名 称：タラポルフィンナトリウム
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：悪性神経膠腫に対する光線力学療法における
光感受性増強
申 請 者 の 氏 名：Meiji Seika ファルマ株式会社

2. 指定

指 定 番 号：(25薬) 第309号
医 薬 品 の 名 称：タラポルフィンナトリウム
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：悪性脳腫瘍
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：Meiji Seika ファルマ株式会社